

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は教育委員会事務局教職員労務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 1 日

横浜市長 山中 竹春



送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	諸本 圭祐
送達する 書 類 名	納入通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		